

山武市公共施設個別施設計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名称

山武市公共施設個別施設計画策定支援業務委託

2 業務の目的

山武市は（以下「本市」という。）平成18年3月に3町1村が合併し、合併前の4町村が保有していた文化・教育・福祉等公共サービス提供のための施設をそのまま継承したことにより、多くの公共施設等を保有している。これらの公共施設等の中には、大規模改修や建替え等が必要となっているものもある。その一方、将来的には、本市も人口減少や更なる高齢化を迎え、公共施設等の更新等に充当できる財源を確保することが難しくなり、このままでは現存する公共施設等の全てを維持していくことは困難であることを想定している。

そこで本市は、長期的な視点を持って公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、平成29年3月に山武市公共施設等総合管理計画を策定するなど、ファシリティマネジメントに取り組んでいるところである。

本業務は、より一層ファシリティマネジメントを推進するため、具体的かつ実効性のある計画として「山武市公共施設個別施設計画」を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成32年3月19日まで
(平成30年度から平成31年度までの2か年度継続事業)

4 対象施設

山武市公共施設等総合管理計画記載の67施設及び計画策定後に設置された2施設

5 業務概要

【平成30年度業務】

- (1) 施設の現況と課題の整理
- (2) 施設評価の実施
- (3) 庁内ヒアリングの実施
- (4) 公共施設マネジメント基本方針の策定
- (5) 職員研修会の運営支援
- (6) 庁内検討委員会の運営支援

【平成31年度業務】

- (7) 長寿命化を要する市有施設の選定
- (8) 劣化状況の把握
- (9) 公共施設長寿命化計画の策定
- (10) 庁内検討委員会の運営支援

6 業務内容

【平成 30 年度業務】

- (1) 施設の現況と課題の整理
「山武市公共施設等総合管理計画」や本業務に必要となる上位計画・統計情報等収集し、施設に係る現況及び課題の整理を行うものとする。
- (2) 施設評価の実施
施設の課題やコスト、利用状況等を踏まえた施設評価を実施するものとする。
- (3) 庁内ヒアリングの実施
施設評価結果を踏まえ、施設毎の課題及び方向性の検討・整理を行い、施設所管課に対する庁内ヒアリングを実施する。
- (4) 公共施設マネジメント基本方針の策定
山武市における公共施設の基本方針について、以下の項目の整理・検討を行うものとする。
 - ①基本的な考え方
全庁的な視点に基づく施設の基本的な考え方を検討するものとする。
 - ②個別施設の方向性検討
個別施設に関する方向性の検討を行うものとする
 - ③ロードマップの検討
方向性検討に基づきロードマップを作成するものとする。
- (5) 職員研修会の運営支援
公共施設マネジメントの推進に向け、職員を対象とした庁内研修会を開催するものとする。
- (6) 庁内検討委員会の運営支援
関係各課の代表者からなる庁内検討部会を設置し、公共施設マネジメントについての会議を3回程度開催するものとする。受注者は、必要な資料を作成するとともに、会議に出席し、議事録を作成するものとする。

【平成 31 年度業務】

- (7) 長寿命化を要する市有施設の選定
平成 30 年度の方向性の検討を踏まえ、長寿命化すべき市有施設の選定を行う。
- (8) 劣化状況の把握
今後の計画的な修繕を目的として、対象施設について劣化診断調査を実施するものとする。
- (9) 公共施設長寿命化計画の策定
今後の市有施設の改築・改修等に関する優先順位付けの考え方に基づき、その内容や時期、概算費用等を整理し、コスト平準化を念頭においた年次計画（ロードマップ）を策定する。
なお、公共施設長寿命化計画の構成は、「山武市公共施設等総合管理計画」の基本方針との整合性を図りつつ、市と協議の上で確定するものとする。
- (10) 庁内検討委員会の運営支援
関係各課の代表者からなる庁内検討委員会を設置し、公共施設長寿命化計画についての会

議を3回程度開催するものとする。受注者は、必要な資料を作成するとともに、会議に出席し、議事録を作成するものとする。

7 打ち合わせ協議

本業務の打ち合わせ協議は、計10回程度を想定しているが、業務遂行上必要な場合は適宜実施するものとする。

8 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとし、成果品及び本市が必要とする資料等を市へ提出し、検査を受けるものとする。

※成果品はすべて電子データを作成し、CD-R等により納品すること。

- ① 公共施設個別施設計画（A4判クルミ製本・カラー） 100部
- ② 施設評価資料
- ③ 現況・課題等を「見える化」した資料（白書等）
- ④ 公共施設マネジメント基本方針
- ⑤ 公共施設長寿命化計画
- ⑥ 劣化調査資料
- ⑦ 庁内検討委員会における説明資料
- ⑧ 打合せ協議簿
- ⑨ 上記資料の電子データ

9 その他

- ・本業務で発生する著作権をはじめとする成果品の権利は、市に帰属するものとする。
- ・業務完了後において、受託者の責に伴う瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに訂正を行うこと。
- ・業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。